

職員処遇問題部会の廃止及び 処遇・給与部会（仮称）の新設について

令和7年2月21日
防衛省人事教育局

これまでの経緯

令和6年10月9日 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」設置

同年10月25日～12月20日 第1回～第4回「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」開催



- 戦後最も厳しい安全保障環境に対応した防衛力の抜本的強化のためには、自衛官の確保が至上命題
- 自衛官の定員割れが続く中、防衛省・自衛隊として強い危機感を持ち、個々人のやりがいと働きやすさを大切にし、働きがいを向上させる組織にしていく必要
- それでも、自衛官は身をもって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという特殊性から、様々な負担や制約から逃れることはできない
- そのため、こうした特殊性が適切に評価され、自衛官が誇りと名誉を感じることもできる処遇を確立していくことが重要
- さらに、多くの自衛官が56歳で退職する中、再就職や再就職後の再就職・収入に不安を感じさせないようにすることが自衛官の確保にとっても重要な課題
- これらを踏まえ、関係閣僚が高い頻度で活発な議論を行った上で、**「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」**として、
 - 1 処遇改善
 - 2 生活・勤務環境の改善
 - 3 新たな生涯設計の確立
 - 4 その他

の具体的な方策を進めていくことを決定

今後、令和7年度予算案にも反映するとともに、法律・制度改正が必要なものについては速やかに検討₁

【自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（令和6年12月20日）】（抜粋）

1 自衛官の処遇改善（抜粋）

(1) 任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与面の処遇改善

自衛官の俸給表は、昭和25年の警察予備隊発足時に、主として警察官等に適用される公安職俸給表(-)をベースに、一定の超過勤務手当分を繰り入れた構造とし、そこから大きく見直すことなく現在に至っている。自衛官の任務や勤務環境の特殊性、課された制約や負担に見合った給与とするため、現在実施している勤務実態調査の結果や公平性・公正性を確保するための部外の専門家の意見を踏まえ、あるべき俸給表の水準や俸給月額算定の仕組みについて検討し、自衛官の俸給表を令和10年度に改定することを目指す。

3 新たな生涯設計の確立（抜粋）

(1) 若年定年制における将来不安の払しょく

② 若年定年退職後の国からの給付水準の在り方

上記の再就職先の拡充及び再就職賃金などの充実を図りつつ、これまで以上の充実した生涯設計を確立し、自衛官の若年定年退職後も安んじて生活できるよう、部外の専門家の意見を踏まえ、令和8年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討する。その際、施行前後で大きな不公平感が生じないように留意する。

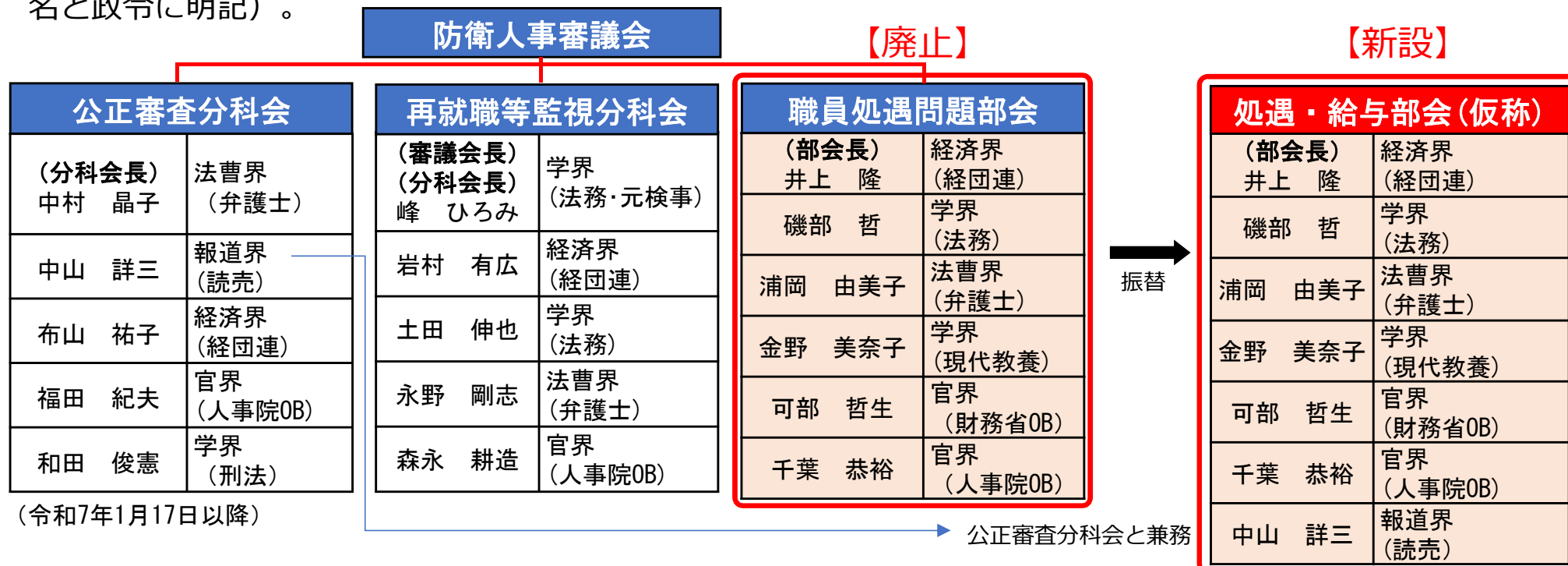
調査審議事項と部会の改編について（案）

1. 調査審議項目（イメージ）

公平性・公正性を確保するため、防衛人事審議会に置かれる部会から、**若年定年退職者給付金（以下「若退金」という。）の給付水準の引上げ及び給与体系の在り方（自衛官の俸給表の独自の改定）**についてご意見をお伺いしたい。

2. 部会の改編（イメージ）

- 現在の「職員処遇問題部会」は、隊員の能率に関する事項の調査審議等を所掌事務としているところ、関係閣僚会議での基本方針で示された若退金の給付水準の引上げや、給与体系の在り方に関する調査審議等を所掌することを部会の名称上も明確化させるとともに、隊員の処遇・給与に関するより広範な議題を調査審議いただくため、現行の防衛人事審議会の「職員処遇問題部会」を廃止し、「処遇・給与部会（仮称）」を新設。
- 様々な分野・観点から御知見をいただくため、現行の職員処遇部会の委員6名のほか、公正審査分科会の委員1名も加え（兼務）、処遇・給与部会の委員は7名とする（各界から委員を選出）。（当該審議会の委員の総定員は16名と政令に明記）。



※様々な分野・観点から御知見をいただくため、各界から委員を選出

3. 部会における検討の全体的な流れ（イメージ）

(1) 各委員へのインプット

調査審議に先立ち、防衛省は処遇・給与部会（仮称）（以下「部会」という。）の委員に対して、自衛隊の特殊性やそこで働く自衛官の任務や勤務環境の特殊性を説明するとともに、要すれば、部会で部隊を視察していただき、自衛隊・自衛官について理解を深めていただく。

防衛省は部会において、若退金の給付水準、今般の見直しの着目点や現行の自衛官俸給表の構造等を説明するとともに、自ら収集したデータ等に基づく引上げ水準等を提示。

(2) 調査審議

防衛省としての考え方や見直しの方向性について調査審議いただく。

部会における調査審議において、防衛省は質疑応答や必要な情報提供を実施。

(3) 意見の提出

部会において調査審議していただき、部会としての意見をいただく。

(4) 防衛省による政策形成

当該意見を踏まえて、防衛省が若退金の見直し案や新たな自衛官俸給表を作成する。

4. 防衛人事審議会運営規則の改正

職員処遇問題部会の廃止及び処遇・給与部会の新設を行うため、防衛人事審議会委員の議決をもって、「防衛人事審議会運営規則」の改正を実施し、議決日をもって施行することとしたい。

防衛人事審議会運営規則（防人審第1号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(部会の設置) 第6条 政令第6条第1項の規定に基づき、審議会に処遇・給与部会(以下「部会」という。)を置く。 2～4 (略)</p> <p>(公印の管守等) 第10条 (略) 2 防衛省の部局等において使用する公印等に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第36号。以下「公印訓令」という。)第12条の規定により、防衛人事審議会議長が定める再就職等監察官の印並びに公正審査分科会長の印及び公正審査分科会の印、再就職等監視分科会長の印及び再就職等監視分科会の印、処遇・給与部会長の印及び処遇・給与部会の印の形式は、公印訓令第3条の規定に準じた形式とする。 3 公印の寸法は、次の各号に定めるところによる。 一 再就職等監察官の印 23ミリメートル四方 二 公正審査分科会長の印及び公正審査分科会の印、再就職等監視分科会長の印及び再就職等監視分科会の印、処遇・給与部会長の印及び処遇・給与部会の印 30ミリメートル四方</p>	<p>(部会の設置) 第6条 政令第6条第1項の規定に基づき、審議会に職員処遇問題部会(以下「部会」という。)を置く。 2～4 (略)</p> <p>(公印の管守等) 第10条 (略) 2 防衛省の部局等において使用する公印等に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第36号。以下「公印訓令」という。)第12条の規定により、防衛人事審議会議長が定める再就職等監察官の印並びに公正審査分科会長の印及び公正審査分科会の印、再就職等監視分科会長の印及び再就職等監視分科会の印、職員処遇問題部会長の印及び職員処遇問題部会の印の形式は、公印訓令第3条の規定に準じた形式とする。 3 公印の寸法は、次の各号に定めるところによる。 一 再就職等監察官の印 23ミリメートル四方 二 公正審査分科会長の印及び公正審査分科会の印、再就職等監視分科会長の印及び再就職等監視分科会の印、職員処遇問題部会長の印及び職員処遇問題部会の印 30ミリメートル四方</p>

(参考)防衛人事審議会令(平成12年政令第261号)(抄)

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3～6(略)